

コープでんき 節電チャレンジ 2022 冬

利用規約

(参加特典・達成特典)

2022年11月28日作成

2022年12月9日改定

コープ電力株式会社

「コープでんき 節電チャレンジ 2022 冬」（以下、「本プログラム」といいます。）利用規約は、コープ電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施するプログラムに関する取り扱いを定めたものです。

なお、国が行う電気利用効率化促進対策事業（以下、「国事業」といいます。）の取り扱いについては、別紙 1 で定めるものとします。

1 本プログラムの内容

「きほんメニュー」および「再エネ 100%メニュー」をご契約中の組合員は、本プログラムに参加のお申込みをいただいた場合、「2 対象となる期間」に定める本プログラムの対象期間に、組合員が前年同月と比較して削減した電力量に応じて「電気代からの値引き」を受けることができるプログラムです。

なお、本プログラムへの参加お申込みをもって、別紙 1 で定める国の節電促進プログラムへの内容について同意のうえ、参加申込したものとします。また、本プログラムまたは国の節電促進プログラムのいずれか 1 つまたは全部の参加申込のキャンセルはできないものとします。

2 対象となる期間

対象となる節電の対象期間は、2023 年 1 月分（2022 年 12 月検針日から 2023 年 1 月検針日の前日まで）から 2023 年 3 月分（2023 年 2 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで）の電気のご使用期間とします。

3 定義

当社の電気供給約款【低圧】に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4 参加条件等

当社は、組合員が以下のすべての条件を満たしたと当社が判断する場合に、本プログラムを適用します。

- (1) 本規約（別紙 1 を含みます）のすべてに同意の上、本プログラムの参加お申込み期間内に参加申込書および Web 申込書より参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 「きほんメニュー」および「再エネ 100%メニュー」の契約情報に登録している組合員番号ごとに参加お申込みいただくこと。
- (3) 複数の地点において契約をされている場合は、供給地点特定番号ごとに参加お申込みいただくこと。
- (4) 本プログラムの参加お申込み時点から「電気代からの値引き」までの間、継続して組合員であり、かつ「コープでんき」の契約者であること。
- (5) 本プログラムの参加お申込み時点から 2023 年 3 月検針日の前日時点までの間、同一の需要場所で継続して「きほんメニュー」および「再エネ 100%メニュー」をご契約中であること。
- (6) 当社へ申しいただき、2022 年 12 月 31 日（土）までに電力の供給が開始していること。

5 プログラムの参加方法

本プログラム期間中に、参加申込書および Web 申込書に必要事項をご入力し申しいただくことで参加ができます。一度本プログラムへ参加申し込みを完了しますと、原則として「2 対象となる期間」に定める電気のご使用期間まで参加いただけます。

申込期間は、2022 年 11 月 28 日(月)から 2022 年 12 月 16 日(金)までとします。

参加特典の申し込みが受理された組合員は、自動的に達成特典にも申し込まれたものとして取り扱います。

6 節電量の計算

(1) 本プログラムではベースライン（前年同月のご使用量（kWh））から、「2 対象となる期間」のご使用量（kWh）を差し引いた残りの値を節電量として定義します。ただし、前年同月のご使用量がない場合は、当社が設定した代替ベースラインのご使用量（kWh）を用います。

(2) 節電量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 節電量 3%以上を達成基準とし、その計算式は、下記の通りとします。

$$(1 - \text{対象月電気使用量} \div \text{ベースライン電気使用量}) = 0.03 \text{ 以上}$$

(4) 月単位の節電量を評価しますので、1ヶ月に満たない場合は、補助対象となりません。

※ ベースライン

・当社にて昨年度使用実電力量実績がある場合は、昨年度の使用実電力量実績とします。

・当社にて昨年度使用実電力量実績がない場合は、代替ベースライン（当社の契約容量（アンペア）別の前年同月電力使用量平均値（kWh））とします。

7 特典内容および加算時期

(1) 参加特典

申込期日までに、本キャンペーンに参加申込をいただいてから、当社および国事業の事務局の審査を経て、参加特典進呈の承諾がされた組合員に、電気料金より値引き、もしくは指定口座への振込にて付与します。電気料金が参加特典を下回る場合は、電気料金と同額を値引きした上で残金を指定口座へ振込みます。

「 1 需要地点あたり参加申込みで（国事業による特典）2,000 円 を付与 」

参加特典は、2022 年 11 月分（2023 年 1 月 16 日口座振替分）で付与します。

(2) 達成特典

前年同月比で算定された節電量が 3%以上であった場合、当社より節電達成特典を付与します。節電達成特典は、節電実施対象月の電気料金の値引き、もしくは指定口座への振込にて付与します。電気料金が節電達成特典を下回る場合は、電気料金と同額を値引きした上で残金を指定口座へ振込みます。

「 節電達成特典①（当社による特典） 100 円/需要地点単位 」

「 節電達成特典②（国事業による特典）1,000 円/需要地点単位 」

達成特典は、節電対象請求月（2023年1月分から3月分）に付与します。

8 取得するデータ

本プログラムにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取り扱うものとします。

9 免責事項

当社は、本プログラムに関連して、当社の責めに帰すべき事由により組合員に生じた損害について、当社に故意、重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

10 注意事項

- (1) 「2 対象となる期間」において「きほんメニュー」および「再エネ 100%メニュー」を解約、または廃止が発生し、ご使用量の実績がない場合、節電達成特典の付与をしません。
- (2) 本プログラムへの参加、お問い合わせにかかる通信料その他費用は組合員の負担となります。
- (3) 当社は予告なく本規約を変更できるものとします。
- (4) 特典付与の実績に関しては、当社より別途通知はしませんので、請求書及びご指定の口座をご確認ください。
- (5) 本プログラムの参加特典は、転居によって小売電気事業者を変更した場合や、複数の小売電気事業者から電気の供給を受けている場合であっても、付与は1回のみです。
- (6) 本プログラムは、国事業を活用して実施しているため、その内容に伴って、予告なく変更等を行うことがあります。

追加規約（電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム）

「追加規約（電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム）」（以下、「本追加規約」といいます。）は、コープ電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する国の「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「国の節電促進プログラム」といいます）に関する取扱いを定めたものです。

1 国の節電促進プログラムの内容

本追加規約「4 参加条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけた組合員は、当社から国事業公募要領に基づく特典（以下、「国の補助特典」といいます。）の付与を受けることができます。

2 国の節電促進プログラムの期間

国の節電促進プログラムの期間は、2022年11月28日（月）から2023年3月31日（金）までとします。

3 参加条件等

基本規約「4 参加条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用します。

【追加条件】

- 「国の節電プログラム促進事業」の申込期間中に「コープでんき節電チャレンジ 2022 冬」にお申込みいただくこと
- 組合員番号に紐づく全ての電気需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号等）を国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供することに同意いただくこと
- 要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性があると国事業の事務局が判断した場合に、当社を通じた参加状況等の確認依頼に速やかに応じること
- 不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること

4 特典付与の対象

参加お申込みをしていただいた対象の電気料金プランに係る電気需給契約の「需要地点 1 か所ごと」に本追加規約「6 特典内容」で定める特典を付与いたします。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

5 特典内容

(1)参加特典

2022年11月28日（月）から2022年12月16日（金）までに生協に申込み、受理された組合員に対し、参加特典（国事業による特典）2,000円（電気代から値引き）を1回のみ進呈します。

(2)達成特典

2022年11月28日（月）から2022年12月16日（金）までに生協に申込み、受理され、かつ2023年1月分（2022年12月検針日から2023年1月検針日の前日まで）から2023年3月分（2023年2月検針日から2023年3月検針日の前日まで）の電気のご使用期間を対象として、前年同月比で算定された節電量が3%以上であった場合、節電達成特典(国事業による特典) 1,000円（電気代より値引き）を付与します

※ 当社による特典として、100円(電気代より値引き)が加算して付与されるため、達成した場合は、国事業による特典と合わせ、1,100円（電気代より値引き）が付与されます。

6 特典付与時期

参加特典は2023年1月末までに、達成特典は節電対象請求月（2023年1月分から3月分）に特典を進呈します。

特典付与の実績に関しては、当社より別途通知はしませんので、請求書およびご指定の口座をご確認ください。

なお、当社が特典の進呈手続きを開始した時点で、当社の取次ぎ事業者である会員生協を脱退している場合、その他国事業の特典付与対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

7 注意事項

注意事項は、基本規約「10 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものとします。